

事業所における過重労働による健康障害防止のためのシステム構築

上の促進要因と阻害要因の検討

主任研究員	石川産業保健推進センター	相談員	森河裕子
共同研究者	石川産業保健推進センター	相談員	城戸照彦
	石川産業保健推進センター	運営協議会委員	中川秀昭

1. はじめに

平成 18 年から労働安全衛生法において長時間労働者に対する医師による面接指導が義務化された。50 人以上の事業所については、法律が施行されてから 3 年目に入るが、事業所によって体制整備に差があると推測される。そこで、石川県下の事業所を対象に面接指導の実施状況、また実施体制の整備状況を調査した。そして、対策の推進状況と事業所規模、他の過重労働対策実施状況などとの関連を検討した。

2. 対象と方法

石川県下の 500 事業所に調査票を配布した。当産業保健推進センターが情報提供を行ってきた事業所の中から無作為抽出したもので、主として従業員数 50 人以上の事業所である。無記名で回答を依頼した。調査項目は事業所の属性、過重労働による健康障害防止のための対策の有無、医師による面接指導の実施状況、その有効性についての意識などである。なお、1 ヶ月の時間外労働時間が 100 時間以上の労働者から申し出があった場合には医師による面接指導を行うことは法律で義務化されているので、この点については各事業所とも体制を整備済みとの前提で、さらに進んだ基準を設けているかどうかを調査した。

調査は平成 20 年 10 月から 11 月に実施し 223 社から回答が得られた（回収率 44.6%）。回答のあった事業所のうち、回答時点での従業員数が 50 人以上の 185 事業所を解析対象とした。製造業 56、商業 32、保健衛生 28 の 3 つの業種が多かった。事業所の従業員数は 100～299 人が最も多く、次いで 50～99 人で

あった。従業員の平均年齢は 40 歳代が最も多く、次いで 30 歳代であった。事業所の所在は金沢労働基準監督署管内が最も多かった。調査票の記入者は人事労務担当者が 75% であった。統計検定にはカイ二乗検定を用いた。

3. 結果

1) 過重労働者を対象とした産業保健職による面接指導の実施状況

1 ヶ月の時間外労働時間が 100 時間以上でも申し出がなければ面接指導を行わないのは 55 事業所（29.7%）であった。

1 ヶ月の時間外労働時間が 80 時間以上の労働者に対する面接指導制度を設けていない事業所は 33 事業所（17.8%）であった。

2～6 ヶ月の時間外労働時間が平均 80 時間以上の労働者に対して、面接指導制度を設けていない事業所は 35 事業所（18.9%）であった。

図 1 には時間外労働時間が 1 ヶ月 80 時間以上、または 2～6 ヶ月の平均が 80 時間以上の労働者に対する面接指導実施の有無を規模別に示した。

2) 面接指導の実施状況と属性や時間管理、長時間労働低減への取組との関連

時間外労働時間が 1 ヶ月 80 時間以上、または 2～6 ヶ月の平均が 80 時間以上の労働者に対する面接指導実施の有無と業種、規模、他の対策との関連を検討した。

面接指導の実施率が高かったのは規模の大きい事業所、製造業と商業、従業員の平均年齢 30

歳代、時間管理を自己申告ではなくタイムカードなどを用いている場合であった。これらの事業所では、本人の申し出の有無に関わらず実施している割合も高かった。

面接指導を行っているとは回答した事業所は長時間労働が生じないように組織的に努力をしているとの回答率が高かった。

3) 面接指導を実施している事業所における体制整備状況（図2）

超過勤務時間が1ヶ月80時間以上、または2～6ヶ月の労働時間の平均が80時間以上の労働者に対して、面接指導を実施していると回答した133事業所について体制整備状況をみた。

労働者が自分の労働時間数を確認できる仕組みの整備を考えていない事業所が6.4%であった。

面接指導を希望する場合の申し出の方法を全体の1/3が方法を特に決めていなかった。事業所規模によって有意差があり、規模が小さいほど方式が決まっていなかった。申し出の窓口を設置していない事業所が全体の約1割であった。

衛生委員会での審議：過重労働による健康障害防止対策実施計画についての審議は48.2%が行っていた。規模が大きいほど行われていた。面接指導結果に基づく事後措置を実施するあるいは実施することを考えている事業所が約9割であった。事業所の規模が大きいほど有意に高かった。

9割の事業所は医師による面接指導は長時間労働による健康障害の防止に有効と評価していた。しかし、有効との回答のなかでは、かなり有効との評価の割合は低かった。

4. まとめ

過重労働による健康障害の防止のための医師による面接指導が実施されていた事業所は全体の2/3であった。実施状況には事業所規模が有意に関連していた。実施している事業所では本人の申し出の有無に関わらず面接指導を実施しているものが多かつ

た。過重労働者の面接体制の有無によって、面接指導以外の健康障害防止策にも差が認められた。面接指導の実施のための体制整備については、多くの事業所はまだ十分ではなかった。申し出を行うための方式や窓口が定まっていない事業所も少なからず認められた。これも事業所規模によって差が認められた。

医師による面接指導の有効性についてはほとんどの事業所は肯定的であったが、かなり有効と回答したものは少なく、非積極的な肯定であった。過重労働の問題解決には事業所側の努力が重要であることを認識しての回答であったと推定された。

図1. 面接指導の実施状況（規模別）

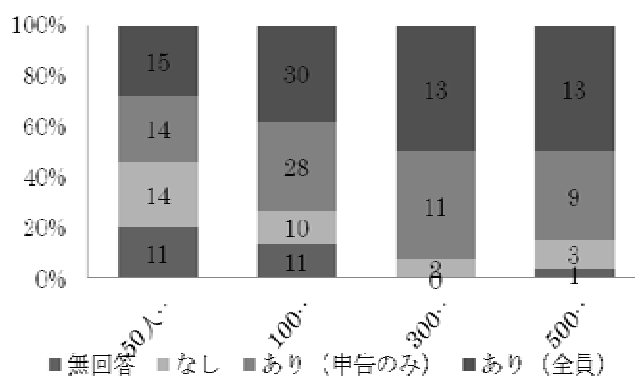


図2. 面接指導の体制整備状況

